

1 基本用語

(1)人物関係

○ 要配慮者

災害時の避難や避難生活において特に配慮を必要とする方。

例:高齢者、障害のある方、妊産婦、乳幼児、外国人 など

○ 避難行動要支援者

要配慮者のうち、自力での避難が困難であり、避難のために特に支援を必要とする方。略して要支援者とも言います。

要支援者の要件は市町村が定めます。

要支援者の要件例

- ◆高齢者 一人暮らしの方、高齢者のみの世帯
例:75歳以上の高齢者のみの世帯 など
- ◆要介護認定者 介護保険の要介護認定を受けている方
例:要介護認定3以上の方 など
- ◆障害のある方 視覚、聴覚、体幹、下肢に障害のある方
知的、精神、発達、内部障害のある方
難病患者、医療的ケアを必要とする方
例:身体障害者手帳の等級1・2級の方
療育手帳 A を所持する方 など
- ◆その他 避難支援を必要とする方(自己申請者)

要配慮者と要支援者の関係 39 ページ

○ 避難支援等関係者

避難行動要支援者の避難支援等に関わる関係者。

例:自治会・町内会や自主防災組織の関係者、消防団員、
民生委員、地区社会福祉協議会職員 など

○ 避難支援等実施者

避難支援等関係者のうち、災害が発生したとき、又は、災害が発生するおそれがある場合、個別避難計画に基づき、安否確認や避難支援の実施など、避難行動要支援者の避難行動を直接支援する方。

例:家族、親戚、知人、近隣住民 など



(2) 名簿・計画関係

○ 避難行動要支援者名簿

災害時に自力での避難が困難であり、避難のために特に支援を必要とする方である避難行動要支援者をあらかじめ登録しておく名簿です。

名簿は市町村が作成し、定期的に更新されます。

要支援者本人が同意した場合、避難支援等関係者に名簿情報が提供されます。

提供された名簿情報は、要支援者の把握や見守り、状況の確認などに活用されます。

[様式] 48 ページ参照

○ 個別避難計画

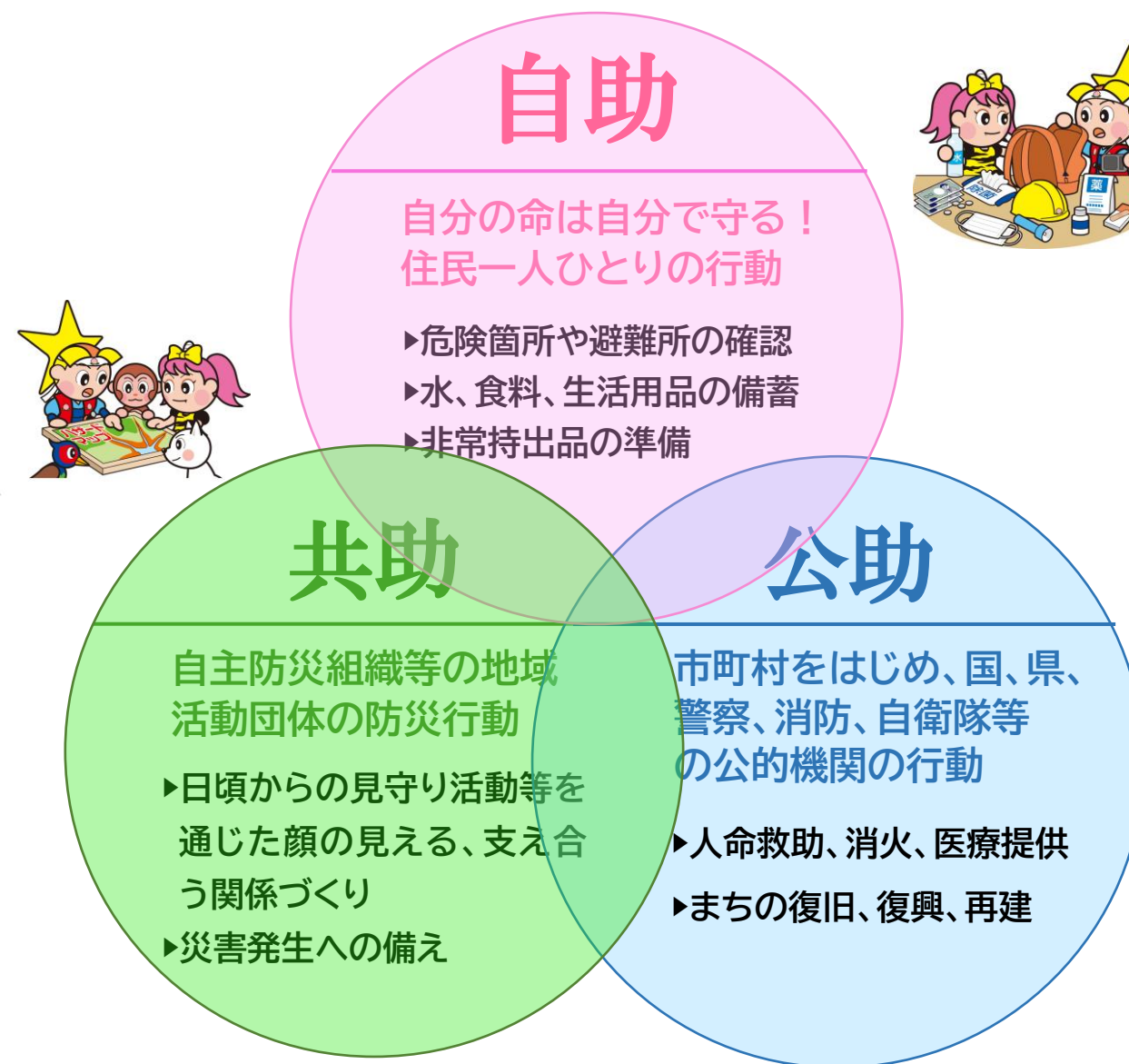
高齢者や障害のある方など、自力で避難することが困難な避難行動要支援者一人ひとりに作成する避難支援のための計画です。

作成に当たっては、要支援者本人から計画作成に関する同意と避難支援等関係者への提供に関する同意をもらう必要があります。

[様式] 63、64 ページ参照

自助・共助・公助の取組の効果的な連携

コラム



- ✓ 災害対策の基本は、一人ひとりの防災意識を高め、「自助」の力を高めることです。
- ✓ 自分一人では対応できなくなったときに、頼りなのが「共助」です。「公助」を届けるためには、「共助」との連携が欠かせません。
- ✓ 災害は、いつ発生するか分かりません。いざというときに備えて地域が一体となり、みんなで「自助」「共助」「公助」の輪を広げていきましょう。

2 要配慮者と避難行動要支援者

(1) 要配慮者と避難行動要支援者の関係

私たちが暮らしている地域には、さまざまな方が生活しています。

高齢者、障害のある方、妊産婦、乳幼児、外国人など、防災上、特に配慮が必要な方を「要配慮者」と呼び、このうち災害時に自力で避難することが困難な方を「避難行動要支援者」と言います。

災害の発生直後は、災害特有のさまざまな業務が発生するため、行政をはじめとした公的機関による対応には限界があります。

こうしたこともあり、避難行動要支援者等の安全確保には、日頃から関係性のある地域の皆さんの「共助」の力が欠かせません。行政と連携して避難行動要支援者等を支援しましょう。

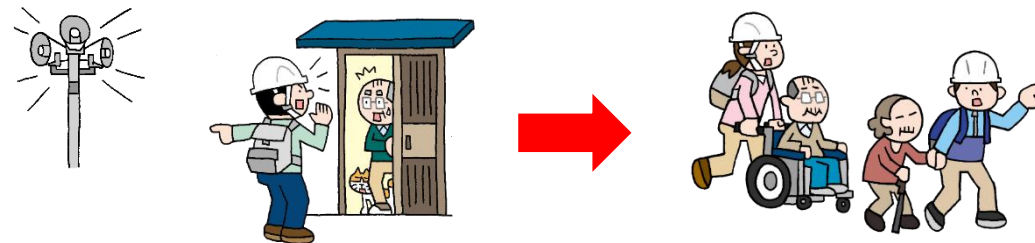
要配慮者と避難行動要支援者の関係（イメージ）

要配慮者

高齢者、障害のある方、妊産婦など、防災上、特に配慮が必要な方

避難行動要支援者

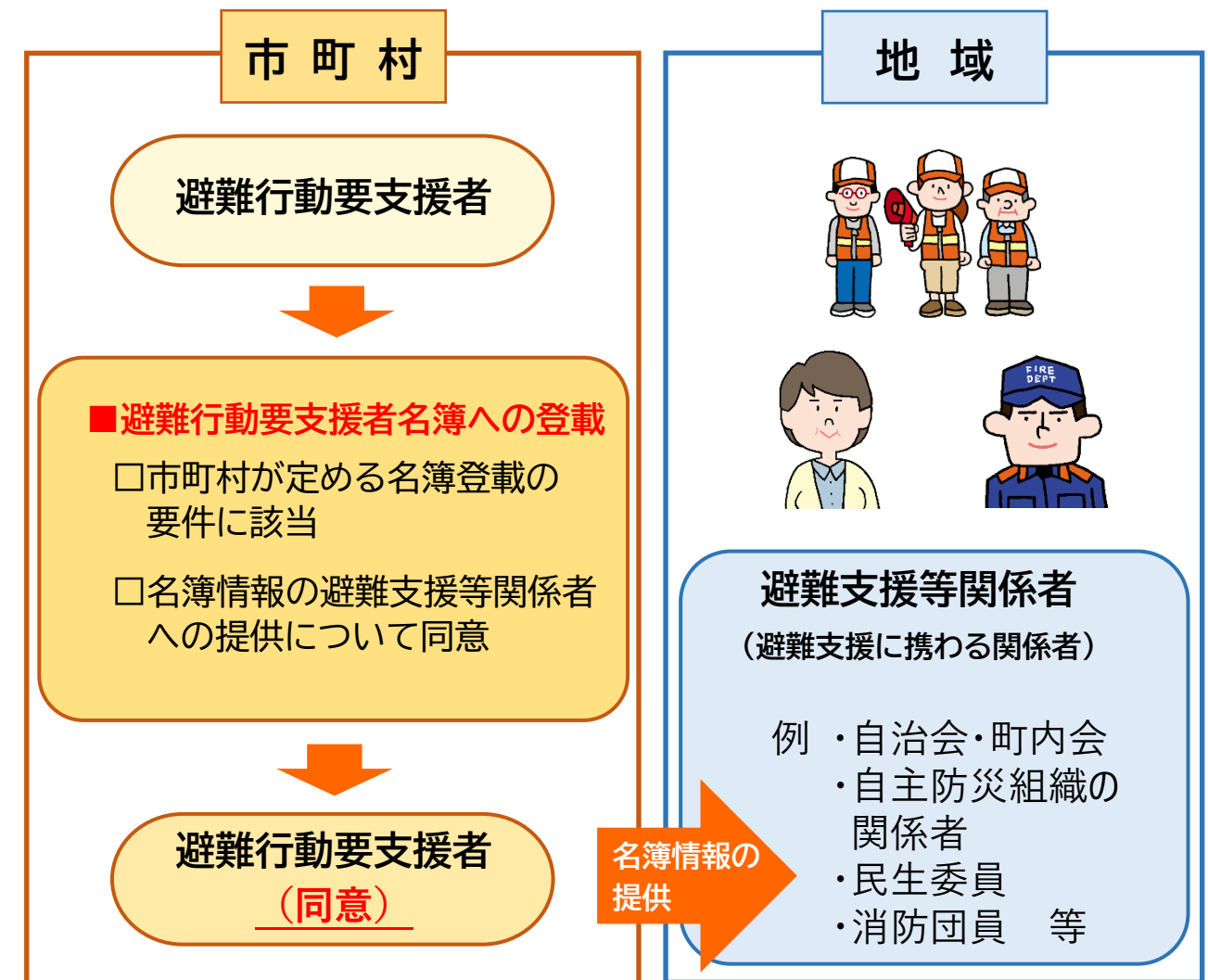
要配慮者のうち、高齢者や障害のある方など、自力で避難することが困難で避難支援を必要とする方



(2) 避難行動要支援者の名簿情報の提供

市町村では、支援が必要となる避難行動要支援者を日頃から把握できるよう、定期的に避難行動要支援者名簿の見直しを行っています。

要支援者本人から同意が得られた場合、市町村から避難支援等関係者(例:自治会・町内会・自主防災組織の関係者、民生委員、消防団員等)に要支援者の名簿情報が提供されます。



※登載要件と関係者への提供先については、市町村により異なります。

3 個別避難計画の作成

(1) 個別避難計画とは

個別避難計画は、避難行動要支援者一人ひとりに作成する避難支援のための計画です。

近年、頻発する豪雨災害における高齢者等への被害の集中が相次ぎ、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、個別避難計画の作成が市町村の努力義務となりました。

市町村は、地域の実情を把握している地域住民と連携し、個別避難計画の作成を進めることになります。

○計画作成の対象者

避難行動要支援者(名簿に登載された方のうち、計画作成に同意した方)

※要支援者の範囲は、市町村が作成する地域防災計画の中で定める。

○取組主体

市町村、地域住民、要支援者本人や家族

○計画様式

市町村が作成 [様式] 63、64 ページ参照

○進め方

[事前準備]

- 市町村の防災部局や福祉部局等が中心となり地域と連携し、計画作成を行う体制を整備します。
- 要支援者宅の災害リスクや要支援者本人の心身の状況等を踏まえ、地域の中での計画作成の順を整理します。



[ポイント]

- ・時間や人員等に限りがあるため、対象者全員の計画を、一度に作成することは困難です。
- ・取組を効率的に進めるため、民生委員等にも積極的に協力してもらい、災害リスク(例:土砂災害警戒区域、河川の浸水想定区域)や本人の心身の状況等(例:介助があれば歩ける、歩けない)を考慮して、作成順を整理してみましょう。

注) 作成順を整理する際は、市町村等に協力してもらいましょう。

[計画作成]

- 自主防災組織の関係者、要支援者本人や家族などが中心となり、地域で作成しましょう。
- 必要な支援の度合いが高い方や福祉サービスの利用者は、介護支援専門員や相談支援専門員等とも連携し、作成しましょう。

■必要な支援の度合いと住民関与の範囲の関係性(イメージ)

支援区分	状況	必要な支援の度合い	住民の関与できる範囲
A	医療的なケアを必要とするなど、専門的な知識や支援が必要な方	高	狭
B	手話や筆談、避難誘導の際に、付き添いを必要とするなど、指定避難所への避難に特別な支援や配慮が必要な方		
C	指定避難所で生活が可能な方	低	広

※支援区分と状況は例示です。

(2)計画への記載内容

□要支援者の基礎情報

- ・氏名、生年月日、性別、住所(または居所)
- ・電話番号その他連絡先
- ・避難支援等を必要とする理由

□避難支援等実施者

災害の発生、または発生のおそれのあるとき、個別避難計画に基づき要支援者を直接的に支援する方

□避難先

□避難時に配慮しなくてはならない事項

- (例)
- ・立つことや歩行ができない
 - ・音が聞こえない(聞き取りにくい)
 - ・物が見えない(見えにくい)
 - ・言葉や文字の理解が難しい
 - ・顔を見ても知人や家族と分からない
 - ・医療機器等を装着している

□自宅で想定されるハザードの状況、常備薬の有無

□避難支援時の留意事項

- (例)
- ・避難所までの時間、安全な避難経路、危険箇所等
 - ・避難支援等実施者が迎えに行くまでに要支援者本人に準備してもらうこと
 - ・避難支援等実施者が迎えに行くまでの要支援者の自宅内の待機場所

(3)情報提供

適切な避難支援のためには、個別避難計画を避難支援等関係者と共有する必要があります。

平時

下記①、②の場合のみ、計画を避難支援等関係者に提供できます。

①要支援者本人や家族から同意が得られている場合

②条例に特別の定めを設けている場合(※)

※条例に特別な定めを設けているかどうかは、市町村にご確認ください。

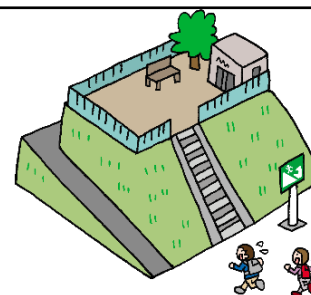
災害の発生、または発生のおそれのある場合

要支援者本人や家族の同意がなくても、避難支援等関係者に提供できます。

[考え方]

●要支援者の生命や身体に危険が迫っている状況であり、個人情報等の利用による利益が、情報保護に優越すると考えられるため。

※要支援者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、災害対策基本法で要支援者本人の同意を必要としないとされている。



4 避難行動要支援者名簿の取扱い

(1) 平時の取扱い

① 避難行動要支援者の情報の整理と共有

災害発生時に、要支援者の安否確認や避難誘導などを確実に行うためには、平時から要支援者の状況を把握し、避難支援等関係者で情報共有しておくことが大切になります。

市町村では、法律に基づき、要支援者の情報を収集し、名簿を整理しています。

② 名簿情報の提供

名簿情報を避難支援等関係者に提供する際は、要支援者本人に情報提供の目的等を説明し、同意を得る必要があります。

市町村は、避難支援等の実施に必要な限度で、同意した要支援者の名簿情報を避難支援等関係者に提供しています。また、定期的に名簿情報を更新しています。



[提供される名簿情報]

- 氏名 生年月日 性別
- 住所(または居所)
- 電話番号その他連絡先
- 避難支援等を必要とする理由

③ 名簿情報の適切な管理

名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者は、情報を適切に管理しましょう。

- 避難支援等以外の目的で使用しないこと
- 要支援者本人から同意を得られた避難支援等関係者以外の方に渡さないこと
- 鍵のかかる場所などで厳重に保管すること

(2) 災害時の取扱い

- 要支援者の生命、または身体を保護するために必要なときは、本人に同意をもらうことなく、支援に必要な限度で避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供できます。
- 要支援者の情報を持っている方は、名簿が必要になる場合の取扱いについて、事前に決めておきましょう。

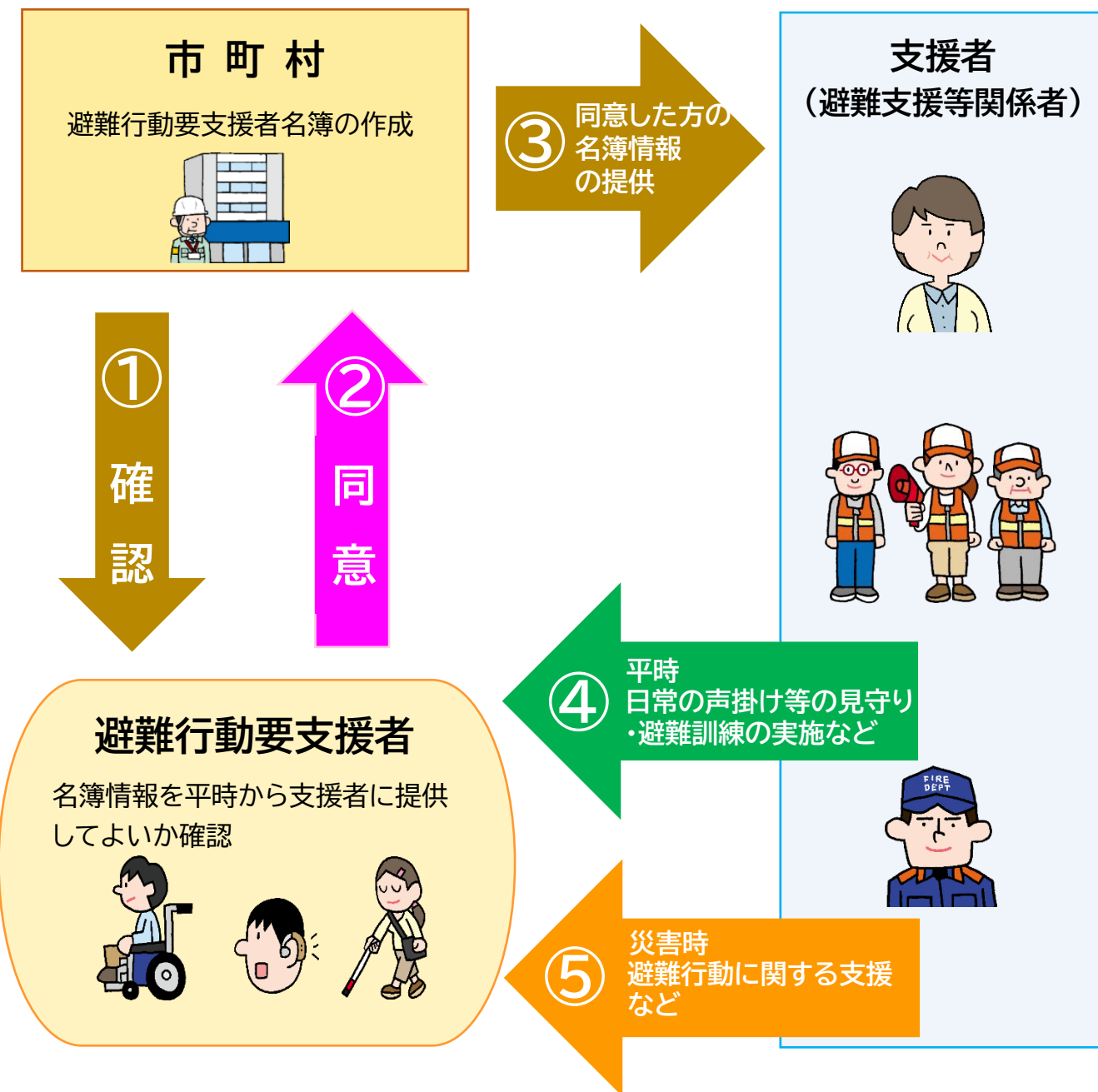


[ポイント]

- 名簿情報は、実態と異なっている場合があることに留意してください。
- 提供される名簿情報は、要支援者が同意していることを前提とするため、対象者全員が掲載されているわけではないことに留意する必要があります。
- 未同意者の中には、書面だけでは避難行動要支援者名簿制度を理解できない方や、個人情報保護の観点から同意しないという選択を行う方もいます。こうしたことを受けて、自主防災組織の関係者等で各戸を回り、丁寧に説明した上で、本人から同意をもらうという助け合いの仕組みを構築している地区もあります。

5 避難行動要支援者名簿制度

■避難行動要支援者名簿制度(フロー図)



■避難行動要支援者名簿(様式例)

番号	氏名	生年月日	性別	郵便番号	住所 又は 居所	電話番号 その他の 連絡先	避難支援等を 必要とする理由		その他
							(障害、要 介護、難病、 小慢、療育) の種別	障害等級、 要介護状 態区分、療 育判定等	

出典：避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(内閣府)

※上記は様式例であり、実際は市町村ごとに様式が異なります。